

総行過第79号
平成29年6月8日

各都道府県担当部局長 殿
(財政担当課・市町村担当課扱い)
(地域振興担当課扱い)

総務省自治行政局過疎対策室長
(公印省略)

過疎地域等における集落対策の推進要綱の改正について (通知)

平素は過疎対策に係る施策の推進について御理解と御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

過疎地域等に所在する集落は、従来から、生産活動の場として都市部の生活全般を支え、農地の管理・森林保全を通じた自然環境の保全、水源涵養、下流域における土砂災害の防止等にも公益的機能を果たしてきているほか、近年では、若い世代を中心に都市部から過疎地域等の集落へ移住しようとする「田園回帰」と呼ばれる潮流があり、「自分らしく暮らし、働く場」としての価値が見直されています。

しかしながら、過疎地域等に所在する集落の多くにおいては、人口減少と高齢化が一層進行し、住民の生活の安全・安心への不安が高まるなど厳しい課題が山積しております。

そこで、このたび、集落の暮らしの実態や課題等について把握し、その対策を検討する一助となるよう、別添2の過疎問題懇談会(座長：宮口侗廸早稲田大学教授)の「過疎地域等における集落対策のあり方についての提言」(平成29年3月)を踏まえ、別添1のとおり「過疎地域等における集落対策の推進要綱」を改正しましたので通知します。

各都道府県におかれましては、下記の点に御留意の上、管内市町村に対して本通知の趣旨について周知されるとともに、集落対策の実施に当たっての助言等の支援をいただきますよう、お願いいたします。

なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 関係機関の役割に関する事項

集落対策について、市町村、都道府県、総務省それぞれに以下の役割を期待するものとして、関係機関の役割を明確化した。(要綱第3 関係機関の役割)

(1) 市町村の役割

市町村は、地域住民の現状や地域の実情を把握し、集落対策の方針を示す。集落支援員を活用して集落の実態把握を行う場合は、集落支援員の果たすべき役割、職務内容等を明確化して委嘱する。加えて、集落支援員同士が役割や課題を共有できるよう、集落支援員が集まる場を設けることが望ましい。また、集落支援員から市町村への活動の報告手段、報告内容等を定め、十分に連携を図り、集落支援員からの報告を参考にしつつ、課題に対応する施策の方向性を検討する。

(2) 都道府県の役割

都道府県は、広域自治体として、市町村が実効的な集落対策を円滑に展開できるよう、国の制度と市町村の現場を総合的にコーディネートする。また、市町村に対し、先進事例等の紹介、活用可能な制度の情報提供を行うことや、広域で集落支援員や地域おこし協力隊員等の地域づくり活動に取り組む人材を集めた情報交換会を開催することが望ましい。

(3) 総務省の役割

総務省は、集落対策に取り組む地方公共団体に対して、別添のとおり必要な財政上の措置を行うほか、先進事例・優良事例の調査や、これらの事例の地方公共団体への情報提供等を行う。

2. 集落支援員に関する事項

集落支援員の活用方法を例示するとともに、集落支援員を配置しても集落の実情が十分に把握されていないケースもあることから、集落対策の趣旨に鑑み、総務省が財政措置を行う条件を明記した。

(1) 集落支援員の設置

集落支援員の活用方法として、集落支援員は地方公共団体から委嘱を受けて、集落点検の実施、集落のあり方に関する住民同士・住民と地方公共団体の話し合いに従事することのほか、地方公共団体は集落支援員を、集落点検の実施や集落のあり方に関する話し合いを通じ必要と認められる地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策の実施や地域運営組織の事務局機能を担う中核的な人材とするなど、集落の暮らしを支える事業やサービスの担い手とすることや、移住者を地域に受け入れる仲介役とすることができるものと明記した。(要綱第2 事業概要(2))

(2) 総務省の地方財政措置

地方公共団体が行う集落支援員の設置や活動への支援に対し、総務省が財政上の措置を行うに当たっては、要綱の以下の事項を満たしていることを条件とすることとした。(要綱第4 集落支援員の設置等に対する総務省の地方財政措置)

- ① 集落支援員は、地方公共団体から、委嘱状の交付等による委嘱を受け、集落点検、集落のあり方に関する話し合いの促進を着実にを行い、その結果を地方公共団体と共有する者であること。

- ② ①の委嘱に当たり、地方公共団体は、集落支援員の果たすべき役割や職務内容等を委嘱状や設置要綱等において明確化していること。
 - ③ ①の委嘱に当たり、あらかじめ最低限必要な報告内容、報告手段、報告回数を定めておき、地方公共団体と十分な連携がはかられていること。
 - ④ 行政経験者、農業委員・普及指導員など農業関係業務の経験者、経営指導員経験者、NPO関係者など、地域の実情に詳しい身近な人材を活用することが望ましい。ただし、地域の実情に応じ、当該市町村外の人材を登用することも差し支えない。
- なお、委嘱の方法、期間、名称等は、地域の実情に応じて弾力的に対応することで差し支えない。